

# 第98回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月27日（月曜日）午前10時

## 目次

**開催場所** 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1  
当本社  
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

## 議案

- <会社提案>  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
<株主提案>  
第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件  
第6号議案 自己株式取得の件

第98回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	25
連結計算書類	45
計算書類	60
監査報告	71

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について】は、3頁をご参照ください。

- ・本年はJR法隆寺駅よりの当社専用送迎バスの運行を取り止めとさせていただきます。
  - ・株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。
- 何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード6245  
2022年6月6日

株 主 各 位

奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1

**株式会社 ヒラノテクシード**

取締役社長 岡 田 薫

## 第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討の上、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社  
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### <株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第6号議案 自己株式取得の件

株主提案（第5号議案及び第6号議案）にかかる議案の要領は後記の株主総会参考書類（20頁から24頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.hirano-tec.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について】

新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

### <株主様へのお願いとご案内>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会へのご来場を控えていただき、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

### <ご来場される株主様へのお願いとご案内>

- ・株主総会会場におきましては、受付前にアルコール消毒や検温等を実施させていただきます。
- ・会場内では、マスクの常時ご着用にご協力をお願いいたします。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

### <当社の対応について>

- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合やご退出をお願いする場合など、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ・本株主総会では、議場での報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。
- ・本株主総会につきましてはJR法隆寺駅よりの送迎バスの運行を取り止めとさせていただきます。

## 【株主総会のお土産・飲食に関するお知らせ】

株主総会会場にご来場される株主様とご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただいております。

また、感染拡大防止の観点より本株主総会につきましては総会開始前の飲食物の提供を取り止めとさせていただいておりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hirano-tec.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

6ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時到着分まで



### 株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出ください。

開催日時

2022年6月27日(月曜日)  
午前10時

# 議決権行使書のご記入方法のご案内

## 議決権行使書の記入例

**会社提案・取締役会の意見に  
ご賛同いただける場合**

会社提案議案

| 議案    | 原案に対する賛否 |   |
|-------|----------|---|
| 第 1 号 | (賛)      | 否 |
| 第 2 号 | (賛)      | 否 |
| 第 3 号 | (賛)      | 否 |
|       | 但し を除く   |   |
| 第 4 号 | (賛)      | 否 |
|       | 但し を除く   |   |

株主提案議案

| 議案    | 原案に対する賛否 |     |
|-------|----------|-----|
| 第 5 号 | 賛        | (否) |
| 第 6 号 | 賛        | (否) |

**会社提案・取締役会の意見に  
反対される場合**

会社提案議案

| 議案    | 原案に対する賛否 |     |
|-------|----------|-----|
| 第 1 号 | 賛        | (否) |
| 第 2 号 | 賛        | (否) |
| 第 3 号 | 賛        | (否) |
|       | 但し を除く   |     |
| 第 4 号 | 賛        | (否) |
|       | 但し を除く   |     |

株主提案議案

| 議案    | 原案に対する賛否 |   |
|-------|----------|---|
| 第 5 号 | (賛)      | 否 |
| 第 6 号 | (賛)      | 否 |

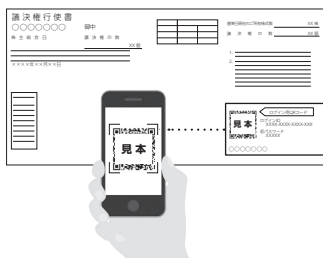
- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第3号議案及び第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。
- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

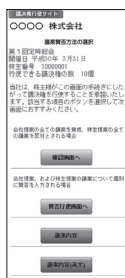
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

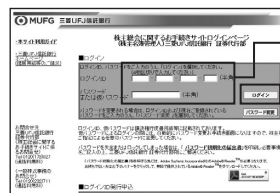
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

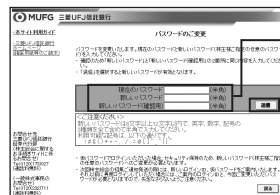
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### <会社提案>

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 28円 総額 421,758,876円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月28日

#### <会社提案>

##### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。



2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 ①現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案定款第15条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

<会社提案>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p><b>再任</b></p> <p>おか だ かねる<br/>岡 田 薫<br/>(1958年9月20日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>29,773株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> | <p>1981年3月 当社入社<br/>2013年7月 設計部部長代理<br/>2014年6月 取締役就任<br/>2015年6月 代表取締役社長就任（現在）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>株式会社ヒラノK&amp;E 代表取締役社長</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>岡田薫氏は入社以来、主に設計、生産技術等に携わり、当社における生産部門での経験と知見が豊富であります。また、取締役として、経営全般の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2         | <p><b>再任</b></p> <p>やす い むね のり<br/>安 居 宗 則<br/>(1960年1月8日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>12,312株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p>       | <p>1982年3月 当社入社<br/>2007年4月 総務部部長代理<br/>2012年6月 取締役就任<br/>2018年6月 常務取締役就任<br/>2019年4月 常務取締役総務・製造担当兼品質保証部長就任 (現在)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>ヒラノ技研工業株式会社 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>安居宗則氏は入社以来、主に製造、総務部門に携わり、生産部門と管理部門の経験があり、研究開発部門では担当役員として、新技術開発を牽引してまいりました。多岐にわたる分野の責任者として管理能力を有しており、今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |
| 3         | <p><b>再任</b></p> <p>かね こ づ ぎ お じ<br/>金 子 二 雄<br/>(1961年2月26日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>15,688株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p>    | <p>1983年3月 当社入社<br/>2010年4月 設計部部長代理<br/>2013年6月 取締役機械部長就任 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>金子二雄氏は入社以来、主に設計部門を歴任し、営業部門においては責任者として営業戦略を主導するとともに、新規市場開拓に努め、経営基盤の安定と収益の向上に貢献してまいりました。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                 |
| 4         | <p><b>再任</b></p> <p>おか だ ふ み か ず<br/>岡 田 富 美 一<br/>(1959年11月11日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>14,777株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> | <p>1983年3月 当社入社<br/>2012年10月 製造部部長代理<br/>2016年6月 取締役製造部長就任 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>岡田富美一氏は入社以来、主に製造部門に携わり、機械加工や生産技術においてモノづくりの基礎技術の向上に貢献し、管理者としての知識と経験も有しており、今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5     | <p><b>再任</b></p> <p>原 昌 史<br/> <small>はら まさ し</small><br/> (1964年8月12日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>5,481株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p>         | <p>1989年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行<br/> 2014年4月 同行 難波支店長<br/> 2017年6月 当社へ出向 総務部部長付<br/> 2018年4月 当社入社 総務部部長代理<br/> 2018年6月 取締役総務部長就任（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/> 原昌史氏は金融機関における豊富な経験から、財務・会計に関する深い造詣を有しております。2018年6月に取締役に就任し、管理部門全般に携わりその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |
| 6     | <p><b>再任</b></p> <p>大 森 克 洋<br/> <small>おお もり かつ ひろ</small><br/> (1965年10月10日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>11,081株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> | <p>1988年3月 当社入社<br/> 2016年4月 設計部長<br/> 2018年6月 取締役設計部長就任（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/> 大森克洋氏は入社以来、主に設計部門に携わるとともに、様々な装置開発を通じて、当社におけるコーティング技術の向上に貢献してまいりました。2018年6月に取締役に就任し、設計部長としてその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7     | <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;"><b>社外取締役候補者 独立役員</b></p> <p>ふじもと まん た ろう<br/>藤 本 万 太 郎<br/>(1953年1月2日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>400株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>12回/13回 (92.3%)</p> | <p>1975年4月 新日本理化株式会社入社<br/>2004年6月 同社代表取締役社長<br/>2020年6月 同社代表取締役会長 (現在)<br/>2021年6月 当社社外取締役就任 (現在)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>新日本理化株式会社 代表取締役会長<br/>JFEコンテナ株式会社 社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br/>藤本万太郎氏は、新日本理化株式会社において代表取締役社長、同会長を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。化学業界に関して深い知識を有しており、営業、企画管理部門の業務に長年携わっております。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために客観的な助言・提言が出来、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。</p> |
| 8     | <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;"><b>社外取締役候補者 独立役員</b></p> <p>こにし たか し<br/>小 西 隆 志<br/>(1960年6月17日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>一株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>13回/13回 (100%)</p>         | <p>1985年2月 東洋炭素株式会社入社<br/>2016年3月 同社代表取締役社長<br/>2018年5月 同社代表取締役社長退任<br/>2018年5月 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長<br/>2019年1月 同社相談役<br/>2020年3月 同社退社<br/>2021年6月 当社社外取締役就任 (現在)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br/>小西隆志氏は、東洋炭素株式会社、大和田カーボン工業株式会社にて代表取締役社長を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり企業価値向上に貢献してきました。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために客観的な助言・提言が出来、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。</p>    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の独立性判断基準を満たしており、本総会において両氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として引き続き届け出る予定であります。
4. 当社は藤本万太郎氏及び小西隆志氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行なった行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由がありません。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約は2022年10月に更新される予定であります。

<会社提案>

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p><b>再任</b></p> <p>田 澤 憲 二<br/>(1960年6月28日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>9,000株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> <p>【監査等委員会への出席状況】<br/>14回/14回 (100%)</p> | <p>2011年4月 当社入社</p> <p>2014年4月 総務部部長代理</p> <p>2014年6月 常勤監査役就任</p> <p>2016年6月 取締役（常勤監査等委員）就任（現在）</p> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>田澤憲二氏は、2014年6月より監査役を務めている経験及び実績等から、当社の業務執行の適法性の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、監査体制の強化、取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できると判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役候補者 独立役員</b></p> <p>たか や かず みつ<br/>高 谷 和 光<br/>(1958年12月1日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>一株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> <p>【監査等委員会への出席状況】<br/>14回/14回 (100%)</p> | <p>1989年3月 公認会計士登録<br/>1992年8月 税理士登録<br/>2004年3月 高谷公認会計士事務所開業 (現在)<br/>2004年12月 ネクサス監査法人代表社員就任 (現在)<br/>2006年6月 当社監査役就任<br/>2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現在)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>ネクサス監査法人 代表社員<br/>日本ピラー工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br/>高谷和光氏は、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、その専門的見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言をいただいております。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。</p> |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3     | <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役候補者 独立役員</b></p> <p>辻 淳子<br/>(1964年8月25日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】<br/>一株</p> <p>【取締役会への出席状況】<br/>18回/18回 (100%)</p> <p>【監査等委員会への出席状況】<br/>14回/14回 (100%)</p> | <p>2000年10月 弁護士登録<br/>2012年10月 弁理士登録<br/>2015年4月 辻法律特許事務所開設 (現在)<br/>2017年3月 特許庁工業所有権審議会委員 (現在)<br/>2017年6月 日本弁護士連合会知的財産センター委員 (現在)<br/>2019年4月 内閣官房健康・医療戦略推進専門調査会委員 (現在)<br/>2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現在)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>辻法律特許事務所 代表</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br/>辻淳子氏は、弁護士・弁理士としての高度な専門知識と各種専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、その専門的見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言をいただいております。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。</p> |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高谷和光氏及び辻淳子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 高谷和光氏及び辻淳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において両氏が監査等委員である取締役に再任された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は田澤憲二氏、高谷和光氏及び辻淳子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行なった行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約は2022年10月に更新される予定であります。

<ご参考>

本株主総会における第3号議案及び第4号議案をご承認頂けた場合の当社経営体制におけるスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

| 氏名     | 地位               | 独立 | 専門性、経験   |    |          |          |    |     |
|--------|------------------|----|----------|----|----------|----------|----|-----|
|        |                  |    | 企業<br>経営 | 営業 | 財務<br>会計 | 開発<br>製造 | 法務 | 国際性 |
| 岡田 薫   | 取締役社長<br>(代表取締役) |    | ○        | ○  |          | ○        |    |     |
| 安居 宗則  | 常務取締役            |    | ○        |    |          | ○        | ○  |     |
| 金子 二雄  | 取締役              |    |          | ○  |          | ○        |    |     |
| 岡田 富美一 | 取締役              |    |          |    |          | ○        |    | ○   |
| 原 昌史   | 取締役              |    |          |    | ○        |          | ○  |     |
| 大森 克洋  | 取締役              |    |          |    |          | ○        |    | ○   |
| 藤本 万太郎 | 社外取締役            | ●  | ○        | ○  |          |          |    |     |
| 小西 隆志  | 社外取締役            | ●  | ○        |    |          | ○        |    |     |
| 田澤 憲二  | 取締役<br>(常勤監査等委員) |    |          |    | ○        |          | ○  |     |
| 高谷 和光  | 社外取締役<br>(監査等委員) | ●  |          |    | ○        |          |    |     |
| 辻 淳子   | 社外取締役<br>(監査等委員) | ●  |          |    |          |          | ○  |     |

(注) 上記は各候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

第5号議案及び第6号議案は、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

### <株主提案>

#### 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

##### (1) 議案の要領

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない）とすること、監査等委員である取締役については年額40百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、新たに年額120百万円以内、付与株式数の上限60,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額40百万円以内、付与株式数の上限20,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする

##### (2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しているが、その限度額が小さく、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、本制度の対象者を当社の全取締役（監査等委員である取締役を含む）とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されているとおり、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

◇当社取締役会の意見

**取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役のうち、業務執行取締役の報酬は、直近業績を踏まえて具体的な金額が判断される固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、監査等委員である取締役については、監査等委員の役割及び職務の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

株式報酬については、2019年6月開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。同制度の導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準の妥当性を検討しております。

また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を構成員の過半数とする報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、導入された株式報酬制度の合理性・妥当性その他見直しの必要性（より積極的な業績連動報酬の導入も含む。）も含めた検証を行っております。

さらに、当社は、固定基本報酬について、前述の役員報酬調査データを参考に、個々の取締役に求められる役割及び責任等を勘案したうえで算定しております。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、前述の役員報酬調査データを参考に、固定基本報酬とのバランスを考慮しつつ、上記目的を達するために十分でありかつ現行の取締役報酬の水準を勘案した金額として、年40百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、譲渡制限付株式として年50,000株以内（株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとする。）の当社普通株式を交付することとし、2019年6月開催の定時株主総会にてご承認いただいております。

こうした報酬制度下において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を年額120百万円以内（付与株式数の上限60,000株）、現在譲渡制限付株式報酬制度の対象となっていない監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を年額40百万円以内（付与株式数の上限20,000株）とする旨の本株主提案は、基本報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、会社規模、営業利益水準等から、ステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報

酬枠だと考えます。

また、本株主提案では、監査等委員である取締役も含め、全ての取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、監査等委員である取締役には、取締役の業務執行を監査・監督し、取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、当社は譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## <株主提案>

### 第6号議案 自己株式取得の件

#### (1)議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,500,000株、取得価額の総額金3,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2)提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

#### ◇当社取締役会の意見

#### **取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善による利益拡大を図り、企業価値の向上を目指しております。

また、利益の配分につきましては、一定の連結配当性向を意識しつつも、当社の事業の特質上、ボラティリティが大きいことから、単年度の利益に過度に依拠することなく、中長期的な当社の事業環境及び経営状況の見通しも踏まえ、年間配当金の金額を決定し、安定的な配当を継続的に実施しております。さらに、内部留保資金につきましては、長期的展望に立った新規技術の開発・事業の拡大及び経営体制の効率化・省力化のための基礎資金として充当し、企業体質と企業競争力の強化に取り組んでおります。

当社は、こうした基本方針のもと、下表のとおり株主の皆様への利益還元継続的に取り組んできており、2022年3月期については、年間配当金を56円（連結配当性向27.2%）としております（なお、2019年3月期から2021年3月期の連結配当性向は25%を超える水準となっております。）。

また、当社では、2022年3月期から2024年3月期までの中期経営計画を策定し、経営指数である経常利益率10%以上の実現を目指しており、当社の資本コストを的確に把握した上で、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、収益力・資本効率等に関する基本的方針及び目標達成に向けたポートフォリオの見直しや、設備投資・人材投資等を含む各種の具体的な施策を計画しております。



なお、当社としても、自己株式取得が株主還元の有効な一手段と認識はしておりますが、取得に際しては、その時点の株価動向や財務状況、資本政策、今後の業績見込みや未発表の重要事実、成長のための投資計画等を踏まえて、機動的に判断、実行すべきであり、早急な決定は、結果として株主の皆様の利益を損ねる事態となる可能性も考えられます。

さらに、本株主提案による自己株式取得については、2023年3月期の予想当期純利益26億円を超える過大な水準にあり、短期的な視点に立脚したものであると考えざるを得ず、このような提案が可決されれば、上記成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか、財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(参考) これまでの配当実績

| 区分             | 2017年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一株当たり<br>年間配当金 | 28円      | 30円      | 45円      | 46円      | 37円      |

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、自動車や半導体等の輸出が景気を下支えする一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された事で急速な経済活動の停滞も見られました。

ワクチン接種の普及や感染者減少により、各種措置の制限が緩和され経済活動の再開により、緩やかな回復基調にありましたが、変異株の感染拡大懸念も広がりました。また、海外での経済活動の再開を受けて製造業を中心に業績の改善が見られましたが、半導体などの電子部材の不足や原油価格の高騰等による産業資材の値上がりなど、生産活動に影響を及ぼす様々な問題が顕在化し、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

世界経済においても、ワクチン接種が進展する米国や中国などでは経済活動が再開され、回復傾向で推移いたしました。ロシアによるウクライナ侵攻により、産業資材が更に高騰するなど、予断を許さない状況であります。

また、米国の金融引き締めによる金利上昇で、為替市場における円安が進行など、景気の先行きの不透明性が一層高まり、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、新スローガンである「今から100年継続できる会社にしよう」のもと新年度をスタートいたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が制限される事に加えて原材料価格の高騰や電子部材の不足等があり、厳しい状況ではあります。生産体制を確保し、売上高、利益ともに堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は37,866百万円となり、利益面では経常利益は4,122百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,103百万円となりました。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく増加しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

受注につきましては、活況な市場環境を背景に、電気自動車関連市場及び電子部材関連市場等を中心として受注高並びに受注残高ともに過去最高水準となり、受注高は72,561百万円（前年同期比71.2%増）、受注残高につきましては、68,835百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 塗工機関連機器

当セグメントは、二次電池向け電極塗工装置を中心に推移いたしました。

その結果、売上高は26,533百万円、うち国内は2,465百万円、輸出は24,067百万円となりました。また、セグメント利益は2,796百万円となりました。

受注残高につきましては、53,588百万円、うち国内は2,787百万円、輸出は50,800百万円となりました。

#### 化工機関連機器

当セグメントは、成膜装置を中心に推移いたしました。

その結果、売上高は9,998百万円、うち国内は2,698百万円、輸出は7,300百万円となりました。また、セグメント利益は1,946百万円となりました。

受注残高につきましては、14,768百万円、うち国内は5,128百万円、輸出は9,640百万円となりました。

#### その他

当セグメントは、染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等を行っており、売上高は1,334百万円となり、セグメント利益は204百万円となりました。

受注残高につきましては、479百万円となりました。

#### 企業集団の製品区分別売上高及び受注高

| 製品区分          | 売上高 (千円)   | 受注高 (千円)   |
|---------------|------------|------------|
| 塗 工 機 関 連 機 器 | 26,533,276 | 58,466,959 |
| 化 工 機 関 連 機 器 | 9,998,927  | 12,757,932 |
| そ の 他         | 1,334,362  | 1,336,139  |
| 計             | 37,866,565 | 72,561,030 |

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に大口の設備投資をしておりません。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はしておりません。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当連結会計年度において重要な該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

① 当社グループが製造販売する産業用機械業界は消費マインドの低下などの金融動向だけでなく、テロなどの国際情勢においても左右されます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、国内外の景気は下振れリスクが懸念されます。また、米中貿易摩擦の長期化など、景気への影響が懸念される要因が輻輳し予断を許さない状況であります。

このような状況のもと、注力分野である電気・電子部材関連やエネルギー関連分野への積極的な営業展開と生産性の向上による短納期対応に邁進いたします。また、新市場開拓をグローバルに行い様々なリスクの回避に努めてまいります。

② 市場のニーズが急速に変化する環境のもと、新技術の開発を積極的に推し進め、更なる企業価値向上を目指します。高速生産及び高性能化のニーズが高まっており、高クリーン・超薄膜コーティング技術を軸に新技術の開発を行ってまいります。

③ 当社グループの製品は他社にない独自の技術のもと成り立っており、その実現には特殊な素材や部材が多く必要になります。それらを含めた鋼材・部材等で製造原価の約6割を外部からの購入に依存しております。それらの価格の高騰や市場ニーズの高まりによる資材不足等が発生した場合には製造原価並びに工程に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現在、活況な受注環境ではありますが、鋼材高及び資材不足のリスクは高まっております。このような状況のなか、工程管理に注視した資材の早期発注並びにコスト管理及び生産性向上に努めてまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第95期<br>(2018年度) | 第96期<br>(2019年度) | 第97期<br>(2020年度) | 第98期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年度) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)             | 32,659,939       | 31,682,031       | 25,800,869       | 37,866,565                    |
| 経常利益(千円)            | 4,895,029        | 3,773,803        | 2,661,803        | 4,122,096                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 3,425,100        | 2,351,754        | 1,785,879        | 3,103,533                     |
| 1株当たり当期純利益 (円)      | 227.68           | 156.29           | 118.63           | 206.07                        |
| 総資産(千円)             | 43,734,877       | 42,208,430       | 42,699,008       | 50,461,942                    |
| 純資産(千円)             | 27,675,630       | 29,325,225       | 31,054,087       | 34,463,574                    |
| 1株当たり純資産額 (円)       | 1,839.70         | 1,948.55         | 2,062.35         | 2,287.99                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第95期<br>(2018年度) | 第96期<br>(2019年度) | 第97期<br>(2020年度) | 第98期<br>(当事業年度)<br>(2021年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)        | 23,993,788       | 28,524,339       | 22,835,640       | 35,513,431                  |
| 経常利益(千円)       | 3,264,974        | 2,856,265        | 2,310,242        | 3,606,581                   |
| 当期純利益(千円)      | 2,344,503        | 1,843,506        | 1,648,707        | 2,819,879                   |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 155.85           | 122.51           | 109.52           | 187.24                      |
| 総資産(千円)        | 33,290,517       | 33,261,004       | 32,421,678       | 40,445,154                  |
| 純資産(千円)        | 19,627,715       | 20,733,014       | 22,261,519       | 25,202,388                  |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,304.72         | 1,377.63         | 1,478.42         | 1,673.15                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (7) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金      | 当社の出資比率 | 主な事業内容             |
|-------------|----------|---------|--------------------|
| ヒラノ技研工業株式会社 | 50,000千円 | 100%    | 産業用機械器具製造          |
| 株式会社ヒラノK&E  | 30,000   | 100     | 真空装置等製造及び繊維機械等部品製造 |

- ② 特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(8) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

塗工機関連機器 各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱処理装置及びライン制御装置

化工機関連機器 各種成膜装置、不織布・高機能繊維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装置、並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置

そ の 他 染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等

(9) **主要な事業所及び工場の状況** (2022年3月31日現在)

本社及び工場 (奈良県北葛城郡河合町)

木津川工場 (京都府木津川市)

東京支店 (東京都千代田区)

(10) **重要な子会社の事業所等** (2022年3月31日現在)

| 会 社 名       | 所 在 地      |
|-------------|------------|
| ヒラノ技研工業株式会社 | 奈良県橿原市     |
| 株式会社ヒラノK&E  | 奈良県北葛城郡河合町 |

(11) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従 業 員 数 |
|---------------|---------|
| 塗 工 機 関 連 機 器 | 53名     |
| 化 工 機 関 連 機 器 | 115     |
| そ の 他         | 24      |
| 全 社 ( 共 通 )   | 196     |
| 合 計           | 388     |

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 292名    | 12名増        | 38.9歳   | 14.2年       |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。  
3. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー・アルバイト）は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 208,800千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 166,760   |

- (注) 2022年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 15,394,379株  
 (3) 株主数 2,713名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                               | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------------------|-----------------|---------|
|                                     | 持株数（千株）         | 持株比率（％） |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社             | 1,450           | 9.63    |
| 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社                   | 1,450           | 9.63    |
| ヒ ラ ノ 会                             | 1,307           | 8.68    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 828             | 5.50    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行               | 737             | 4.89    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                   | 731             | 4.85    |
| PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.    | 525             | 3.49    |
| 立 花 証 券 株 式 会 社                     | 412             | 2.74    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 403             | 2.68    |
| 株 式 会 社 南 都 銀 行                     | 300             | 1.99    |

- (注) 1. 上記の他、自己株式331,562株を保有しております。  
 2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。



## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                              | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|------------------------------|--------|--------|
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 を 除 く ) | 5,342株 | 6名     |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告39頁「4. (6)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社の役員に関する事項

##### (1) 取締役に関する事項（2022年3月31日現在）

| 会社における地位           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                    |
|--------------------|-----------|--------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長      | 岡 田 薫     | 株式会社ヒラノK&E 代表取締役社長                         |
| 常 務 取 締 役          | 安 居 宗 則   | 総務・製造担当兼品質保証部長<br>ヒラノ技研工業株式会社 代表取締役社長      |
| 取 締 役              | 金 子 二 雄   | 機械部長                                       |
| 取 締 役              | 岡 田 富 美 一 | 製造部長                                       |
| 取 締 役              | 原 昌 史     | 総務部長                                       |
| 取 締 役              | 大 森 克 洋   | 設計部長                                       |
| 取 締 役              | 藤 本 万 太 郎 | 新日本理化株式会社 代表取締役会長<br>JFEコンテナ株式会社 社外取締役     |
| 取 締 役              | 小 西 隆 志   |                                            |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 田 澤 憲 二   |                                            |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 高 谷 和 光   | ネクスス監査法人 代表社員<br>日本ピラー工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 辻 淳 子     | 辻法律特許事務所 代表                                |

- (注) 1. 取締役藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）高谷和光氏及び辻淳子氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、業務執行取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、田澤憲二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）辻淳子氏は、弁護士・弁理士としての高度な専門知識と各種専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有するものであります。
6. 当社は、取締役藤本万太郎氏及び小西隆志氏並びに取締役（監査等委員）高谷和光氏及び辻淳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行なった行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位       | 氏名     | 重要な兼職の状況                                  |
|----------------|--------|-------------------------------------------|
| 取締役            | 藤本 万太郎 | 新日本理化株式会社 代表取締役会長<br>JFEコンテナ株式会社 社外取締役    |
| 取締役<br>(監査等委員) | 高谷 和光  | ネクスス監査法人 代表社員<br>日本ピラー工業株式会社 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻 淳子   | 辻法律特許事務所 代表                               |

(注) 全ての兼職先と当社の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位       | 氏名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                             |
|----------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役            | 藤本 万太郎 | 2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席いたしました。営業、企画管理部門の業務に長年携わり、企業経営者としても豊富な経験を有していることから、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役            | 小西 隆志  | 2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり、企業経営者としても豊富な経験を有する事から、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。   |
| 取締役<br>(監査等委員) | 高谷 和光  | 当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                             |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻 淳子   | 当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士・弁理士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                           |

## (5) 取締役の報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額<br>(千円)  |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
|                            |                     | 固定報酬                | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 101,548<br>(5,400)  | 87,211<br>(5,400)   | 14,337<br>(-) | 8<br>(2)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 22,911<br>(7,200)   | 22,911<br>(7,200)   | -<br>(-)      | 3<br>(2)              |
| 合計<br>（うち社外取締役）            | 124,459<br>(12,600) | 110,122<br>(12,600) | -<br>(-)      | 11<br>(4)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額40,000千円以内、普通株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
4. 当社は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

## (6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び、株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とする。固定報酬は役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準、当社の業績等を考慮して決定する。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して算出された額を、譲渡制限付株式報酬制度で定めた規定に従って、毎年一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長岡田薫がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の評価配分額を決定するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長岡田薫によって適切に行使されるよう、役員報酬規程に従っているものであることを確認し、上記の委任を受けた代表取締役社長岡田薫は、役員報酬規程に従って、決定をしなければならないこととする。また、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬等の内容を決定できると判断したためであり、取締役会において決議した方針に従って、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されております。

取締役会において決議した方針に従って各取締役の個人別の報酬等の内容を決定している旨を、代表取締役社長が取締役会にて表明しているため、取締役会も基本的にその表明を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 23,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,782千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで監査計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠・算定内容について確認し、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託しております。

内部監査及び内部統制の整備に関する助言・指導

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定める。
- ② コンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図る。
- ③ 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努める。
- ④ 内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- ⑤ 内部統制システムの運用状況を保証する取り組みとして内部監査室及び内部統制委員会による各部門、子会社における業務の遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果の報告を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

また、取締役は必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループに関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。
- ② 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。



- (4) **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
  - ② 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
  - ③ 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。
  - ④ 取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を強化する。
- (5) **当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社グループが相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。
  - ② グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
  - ③ グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
  - ④ グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- また、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を求めた場合、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会は監査等委員でない取締役に要請することができる。
- (7) **取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求められることができる。
  - ② 監査等委員である取締役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役及び使用人に報告を求められることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ③ 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- ④ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
- ⑤ 当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

**(8) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

**(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- ② 監査等委員である取締役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。
- ③ 当社グループの役員及び従業員は、監査等委員である取締役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。
- ④ 内部監査室は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
  - i 内部監査室は監査計画立案にあたって監査等委員会と協議する。
  - ii 監査結果について、取締役社長に報告するとともに、監査等委員会へ報告する。

**(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- ② 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- ③ 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

## (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス行動規範」にて反社会的勢力及び団体、個人とは取引関係をはじめとする一切の関わりを排除するとともに、法律を守り、反社会的なことは決して行わないことを明確にしております。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」を制定し役員及び従業員等に周知徹底し、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその関係を遮断してその被害を未然防止する体制の整備に努めております。

- i 当社グループは、本社総務部に反社会的勢力に対する統括責任者をおき、その対応ならびにその被害を未然防止するために必要な社員に対する教育を担当しております。
- ii 当社グループは、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応マニュアルを整備し、これを社内に周知する体制としております。また、反社会的勢力に属すると思われるものから接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとしております。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・内部統制委員会による定例会議を2回開催しました。主な議題は財務報告に係る内部統制の評価状況の報告です。
- ・取締役会による定例会議を13回開催しました。
- ・内部統制委員会は、当社グループ各社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
- ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、奈良県企業防衛対策協議会に参加しており、その協議会の定例会が開催され総務部長が出席しました。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・18回開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ・稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存されていることを確認しました。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ各社に関連する様々なリスクの対応評価を、グループ社長会、取締役会及び経営会議において実施しました。

### (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定時及び臨時をあわせて18回の取締役会を開催いたしました。

### (5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ社長会を12回開催し、業務報告及び意見交換を行い、進捗状況を取締役に報告しました。

### (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・該当事項はありません。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ・ 監査等委員である取締役が、取締役会、経営会議、内部統制委員会、による会議に出席し職務の遂行状況を確認しました。

(8) **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 該当事項はありません。

(9) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を開催し、監査上の重要な事実について意見交換しました。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【 資 産 の 部 】</b>		<b>【 負 債 の 部 】</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>38,953,521</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,104,214</b>
現金及び預金	12,020,286	支払手形及び買掛金	3,225,200
受取手形、売掛金及び契約資産	20,822,629	電子記録債務	4,542,091
電子記録債権	303,164	1年内返済予定の長期借入金	428,596
有価証券	3,999,982	リース債務	2,491
仕掛品	199,334	未払金	1,399,414
原材料及び貯蔵品	155,955	未払費用	171,277
前渡金	775,554	未払法人税等	1,480,764
その他	739,221	前受金	3,302,697
貸倒引当金	△ 62,606	賞与引当金	244,430
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,508,421</b>	製品保証引当金	65,639
<b>有形固定資産</b>	<b>6,756,356</b>	その他	241,611
建物及び構築物	3,582,453	<b>固 定 負 債</b>	<b>894,154</b>
機械装置及び運搬具	765,091	長期借入金	309,136
土地	2,099,292	リース債務	5,414
リース資産	7,905	役員退職慰労引当金	56,070
建設仮勘定	116,718	退職給付に係る負債	441,888
その他	184,894	資産除去債務	16,127
<b>無形固定資産</b>	<b>596,390</b>	長期未払金	65,518
ソフトウェア	119,512	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,998,368</b>
ソフトウェア仮勘定	475,267	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
電話加入権	516	<b>株 主 資 本</b>	<b>33,514,758</b>
その他	1,092	資本金	1,847,821
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,155,674</b>	資本剰余金	1,353,184
投資有価証券	3,378,641	利益剰余金	30,699,978
長期前払費用	59,848	自己株式	△ 386,226
繰延税金資産	332,445	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>948,815</b>
その他	384,739	その他有価証券評価差額金	1,023,437
<b>資 産 合 計</b>	<b>50,461,942</b>	退職給付に係る調整累計額	△ 74,621
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>34,463,574</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>50,461,942</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	37,866,565
売 上 原 価	30,809,604
売 上 総 利 益	7,056,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,070,033
営 業 利 益	3,986,927
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,776
受 取 配 当 金	76,794
そ の 他	86,744
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,102
そ の 他	24,044
経 常 利 益	4,122,096
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	53,450
そ の 他	30,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,205,547
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,788,025
法 人 税 等 調 整 額	△ 686,011
当 期 純 利 益	3,103,533
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,103,533

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,847,821	1,343,972	27,431,870	△392,077	30,231,587
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			917,602		917,602
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,847,821	1,343,972	28,349,473	△392,077	31,149,190
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△753,027		△753,027
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,103,533		3,103,533
自己株式の取得				△370	△370
自己株式の処分		9,211		6,221	15,433
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	9,211	2,350,505	5,850	2,365,568
当 期 末 残 高	1,847,821	1,353,184	30,699,978	△386,226	33,514,758



	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	903,807	△81,307	822,500	31,054,087
会計方針の変更による 累積的影響額				917,602
会計方針の変更を 反映した当期首残高	903,807	△81,307	822,500	31,971,690
当期変動額				
剰余金の配当			－	△753,027
親会社株主に帰属 する当期純利益			－	3,103,533
自己株式の取得			－	△370
自己株式の処分			－	15,433
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	119,629	6,685	126,315	126,315
当期変動額合計	119,629	6,685	126,315	2,491,883
当期末残高	1,023,437	△74,621	948,815	34,463,574

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

ヒラノ技研工業株式会社

株式会社ヒラノK & E

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。  
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 8年～50年  
機械装置 7年～18年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金  
当連結会計年度売上高に対する翌連結会計年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 「収益認識に関する会計基準」等の適用

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来、製造販売契約による取引について、検収時又は貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しておりましたが、顧客との契約において、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって移転する取引については一定の期間にわたって収益を認識するように変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,581,752千円、売上原価は4,032,990千円、販売費及び一般管理費は340,681千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ208,080千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は917,602千円増加しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

##### 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約にかかる製造原価総額の見積り)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、一定の期間にわたり移転される財として36,961,827千円の収益を計上しております。
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
当社及び連結子会社においては、一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。  
当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。  
当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は主として受注生産であり、過去の同水準の機器の製造施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映し、見積製造原価の継続的な見直しを行っております。  
ただし、顧客の要望する機器の操作性、性能等の条件を満たす事を目的とする仕様に基づき製造されるため、製造の進行に伴う顧客・協力会社との協議により設計変更が生じ、それに伴い資材の型式数量、価格の変動、作業工程の変更等が発生することによって、見積製造原価が変動する可能性があります。今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には翌期以降の損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 6,013,620千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 15,394,379株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	331,267	22.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	421,760	28.00	2021年9月30日	2021年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 421,758千円
- ② 1株当たり配当額 28円00銭
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額500,101千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	4,601,243	4,595,392	△5,851
② その他有価証券			
株式	2,105,077	2,105,077	—
その他	172,200	172,200	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	(737,732)	(739,129)	1,397

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。



3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券	－	4,595,392	－	4,595,392
② その他有価証券				
株式	2,105,077	－	－	2,105,077
その他	－	172,200	－	172,200

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	－	739,129	－	739,129

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場価格または取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,287円99銭
1株当たり当期純利益	206円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

#### 1. 収益の分解情報

当社及び連結子会社の事業は、塗工機関連機器、化工機関連機器、その他の産業用機器の3つの事業別報告セグメントで構成されており、各セグメントにおける機器等の製造販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する事業活動を行っております。これらのセグメントは当社のマネジメント並びに経営資源の配分の決定及び業績の評価に定期的に使用していることから、当該事業別報告セグメントで計上する収益を売上高として表示しております。

売上高は、当該事業別セグメントに加えて、契約履行義務の認識方法により、一時点で移転される財と一定期間にわたり移転される財に分解しております。これらの分解した売上高と各セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	塗工機関連機器	化工機関連機器	その他	
売上高				
一時点で移転される財	4,830	4,178	895,729	904,737
一定期間にわたり移転される財	26,528,446	9,994,748	438,633	36,961,827
顧客との契約から生じる収益	26,533,276	9,998,927	1,334,362	37,866,565

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、主として受注生産であり、顧客と当社及び連結子会社が契約時に定める引渡条件に基づき所有権が移転されます。

一部の量産部品につきましては、顧客が製品を受け入れた時点で引き渡しとなる事から、当該製品を出荷した時点で収益を認識しております。また、現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、作業終了後における顧客の検収をもって引き渡しとなる事から、検収時点で収益を認識しております。

これら一時点で収益を認識する取引の対価につきましては、顧客や当該製品の性質により決定されますが、概ね1年以内に受領しております。

一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約と認識される財又はサービスは、進捗度を合理的に測定できる場合には、顧客との契約において、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって移転する取引については一定の期間にわたり当該進捗度に基づいて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。なお、見積製造原価については、製造の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

一定の要件を満たす特定の製造販売契約の取引の対価は、履行義務の充足とは別に顧客との契約条件に基づき段階的又は一括で受領いたします。その回収期間は履行義務を全て充足したのち概ね1年以内であります。

進捗度に基づいて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しております。

契約資産は、契約にかかる履行義務が完全に充足され、対価に対する権利が無条件となった時点で売掛金に振り替えております。契約の履行義務が完全に充足されるまでに、顧客から受領する前受対価を契約負債として認識しており、当該前受対価に係る契約については収益を認識するにつれて取り崩しております。連結計算書類上、契約負債は「前受金」に計上しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形及び売掛金	7,364,763
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形及び売掛金	2,904,486
契約資産（期首残高）	7,294,396
契約資産（期末残高）	17,918,142
契約負債（期首残高）	1,109,389
契約負債（期末残高）	3,302,697

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,035,169千円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計金額は、68,835,756千円です。当社及び連結子会社は、この収益を主として履行義務の充足に応じて認識し、当該収益を計上すると見込んだ期間は2022年度から2024年度です。

(その他の注記)

該当事項はありません。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,114,850</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,494,192</b>
現金及び預金	5,237,424	電子記録債権	4,778,301
受取手形	476,591	買掛金	3,105,432
電子記録債権	300,905	1年内返済予定の長期借入金	401,940
売却掛金	2,142,438	リース債権	2,491
契約資産	16,953,155	未払金	1,296,812
有価証券	2,999,986	未払費用	137,745
仕掛品	178,431	未払法人税等	1,181,227
原材料及び貯蔵品	134,906	前受り金	3,257,645
前払費用	1,164,994	賞与引当金	64,971
未収消費税等	58,094	製品保証引当金	184,700
その他の金	421,179	営業外電子記録債権	58,700
貸倒引当金	108,739	<b>固定負債</b>	<b>748,574</b>
	△ 62,000	長期借入金	284,120
<b>固定資産</b>	<b>10,330,304</b>	リース債権	5,414
<b>有形固定資産</b>	<b>6,048,025</b>	退職給付引当金	377,393
建物	2,865,944	資産除去債	16,127
構築物	220,922	長期未払金	65,518
機械及び装置	683,802	<b>負債合計</b>	<b>15,242,766</b>
車両運搬具	4,528	<b>【純資産の部】</b>	
工具、器具及び備品	170,563	<b>株主資本</b>	<b>24,165,840</b>
土地	1,977,640	資本金	1,847,821
リース資産	7,905	資本剰余金	1,353,116
建設仮勘定	116,718	資本準備金	1,339,654
<b>無形固定資産</b>	<b>584,835</b>	その他資本剰余金	13,461
ソフトウェア	112,545	<b>利益剰余金</b>	<b>21,351,128</b>
ソフトウェア仮勘定	471,497	利益準備金	253,551
その他の金	791	その他利益剰余金	21,097,577
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,697,443</b>	固定資産圧縮積立金	69,314
投資有価証券	2,999,080	別途積立金	3,330,000
関係会社株式	125,100	繰越利益剰余金	17,698,262
出資金	250	<b>自己株式</b>	<b>△386,226</b>
長期前払費用	52,653	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,036,547</b>
団体生命保険	198,554	その他有価証券評価差額金	1,036,547
繰延税金資産	155,928		
その他の	165,876	<b>純資産合計</b>	<b>25,202,388</b>
<b>資産合計</b>	<b>40,445,154</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,445,154</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	35,513,431
売 上 原 価	29,440,898
売 上 総 利 益	6,072,533
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,719,214
営 業 利 益	3,353,319
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	27
有 価 証 券 利 息	3,227
受 取 配 当 金	201,001
そ の 他	79,708
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,740
そ の 他	22,962
経 常 利 益	3,606,581
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	53,450
そ の 他	30,000
税 引 前 当 期 純 利 益	3,690,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,397,000
法 人 税 等 調 整 額	△ 526,847
当 期 純 利 益	2,819,879

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,847,821	1,339,654	4,249	1,343,904	253,551	18,298,740	18,552,291
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						731,984	731,984
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,847,821	1,339,654	4,249	1,343,904	253,551	19,030,725	19,284,276
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				-		△753,027	△753,027
固定資産圧縮積立金の計上				-			-
固定資産圧縮積立金の取崩				-			-
当 期 純 利 益				-		2,819,879	2,819,879
自己株式の取得				-			-
自己株式の処分			9,211	9,211			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-			-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,211	9,211	-	2,066,852	2,066,852
当 期 末 残 高	1,847,821	1,339,654	13,461	1,353,116	253,551	21,097,577	21,351,128

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△392,077	21,351,940	909,578	909,578	22,261,519
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		731,984			731,984
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△392,077	22,083,925	909,578	909,578	22,993,503
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△753,027		-	△753,027
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 計 上		-		-	-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-		-	-
当 期 純 利 益		2,819,879		-	2,819,879
自 己 株 式 の 取 得	△370	△370		-	△370
自 己 株 式 の 処 分	6,221	15,433		-	15,433
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )		-	126,968	126,968	126,968
当 期 変 動 額 合 計	5,850	2,081,915	126,968	126,968	2,208,884
当 期 末 残 高	△386,226	24,165,840	1,036,547	1,036,547	25,202,388



## (注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益 剰余金合計
当期首残高	52,110	3,330,000	14,916,630	18,298,740
会計方針の変更による 累積的影響額			731,984	731,984
会計方針の変更を 反映した当期首残高	52,110	3,330,000	15,648,614	19,030,725
当期変動額				
剰余金の配当			△753,027	△753,027
固定資産圧縮積立金の計上	20,077		△20,077	-
固定資産圧縮積立金の取崩	△2,873		2,873	-
当期純利益			2,819,879	2,819,879
自己株式の取得				-
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	17,204	-	2,049,647	2,066,852
当期末残高	69,314	3,330,000	17,698,262	21,097,577

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 原材料 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～50年

機械及び装置 7年～18年

#### (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

当事業年度売上高に対する翌事業年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

### 4. 収益および費用の計上基準

当社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を受取る権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましても、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」等の適用

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来、製造販売契約による取引について、検収時又は貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しておりましたが、顧客との契約において、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって移転する取引については一定の期間にわたって収益を認識するように変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,369,888千円、売上原価は4,766,576千円、販売費及び一般管理費は345,407千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ257,903千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は731,984千円増加しております。

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約にかかる製造原価総額の見積り)

1. 当年度の計算書類に計上した金額

当社は、当事業年度において、一定の期間にわたり移転される財として34,883,372千円の収益を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,273,970千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	13,454千円
短期金銭債務	1,084,477千円
3. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	64,430千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

        売上高

4,858千円

        仕入高

2,217,908千円

    営業取引以外の取引による取引高

102,653千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

    普通株式

331,562株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	55,262千円
退職給付引当金	112,916千円
長期未払金	19,277千円
減損損失	12,737千円
資産除去債務	4,825千円
売上計上認容額	714,897千円
棚卸資産評価損	213,765千円
その他	169,521千円

繰延税金資産小計 1,303,203千円

評価性引当額 △89,916千円

繰延税金資産合計 1,213,287千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△441,141千円
売上原価計上認容額	△541,482千円
資産除去債務に係る除去費用	△1,562千円
固定資産圧縮積立金	△29,593千円
前払年金費用	△43,578千円

繰延税金負債合計 △1,057,358千円

繰延税金資産（負債）の純額 155,928千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金は 又出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有 割合)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	ヒラノ 技研工業㈱	奈良県 橿原市	50,000	塗工機関連機 器・化工機関連 機器製造・販売	所有  直接 100%	兼任 1人	当社への 製品及び 部品の供給	製品・部 品の仕入 (注1)	1,761,942	買掛金	822,177
										電子記録債務	194,127
子会社	㈱ヒラノ K & E	奈良県 北葛城郡 河合町	30,000	化工機関連機 器・染色整理 機械・部品製 造・販売及び 修理改造等	所有  直接 100%	兼任 2人	当社への 製品及び 部品の供給	製品・部 品の仕入 (注1)	455,966	買掛金	26,090
										電子記録債務	42,082

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品・部品の購入については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,673円15銭  
1株当たり当期純利益 187円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高見 勝文 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、ま

た、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 千崎育利 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高見勝文 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社ヒラノテクシード

監査等委員会

常勤監査等委員 田澤 憲 二 ㊟

監査等委員 高谷 和 光 ㊟

監査等委員 辻 淳 子 ㊟

(注) 監査等委員 高谷和光、辻淳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

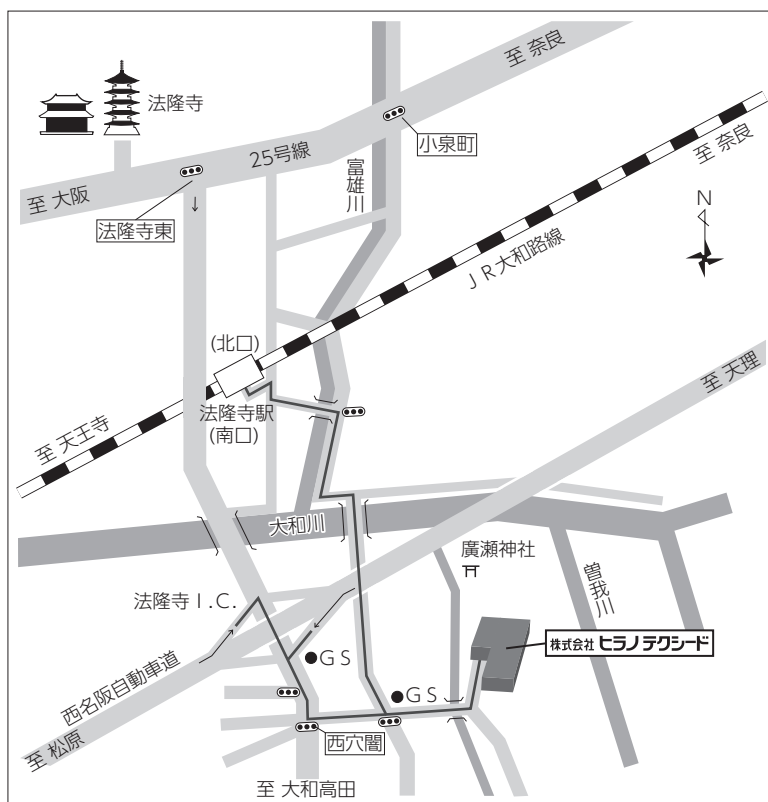
## 株主総会会場のご案内

会場 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社  
電話(0745) 57-0681

### 【交通のご案内】

新型コロナウイルスへの感染予防の観点から、JR法隆寺駅よりの当社専用送迎バスの運行を取り止めとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



この冊子は、環境に配慮し、  
植物油インキを使用してい  
ます。